

原告 特定非営利活動法人 Tansa  
被告 国

証拠説明書（１）

2024（令和6）年9月30日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 喜 田 村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 高 橋 涼 子

同 小 野 高 広

同 西 村 友 希

甲号証	標目(原本・写の別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	
甲 1	「安倍元総理の逝去についての岸田総理記者会見(令和4年7月8日)(抄)」  (内閣府ウェブサイト掲載「故安倍晋三国葬儀に関する経緯」別紙1)	写し	2022(令和4)年7月8日	内閣府	安倍元首相の死亡当日に、岸田首相が、政府としての追悼の仕方について記者会見で質問を受け、死亡直後であることからまだ追悼の仕方は決まっていない旨並びに政府及び自民党としてしっかりとした対応を考えていくべきであると考えている旨答えたこと等
甲 2	「岸田内閣総理大臣記者会見」  (首相官邸ウェブページ)	写し	2022(令和4)年7月14日	首相官邸	岸田首相が、左記期日の記者会見において、2022年秋に国葬儀の形式で安倍元首相の葬儀を行う、国葬儀に係る費用については全額を国費により支弁する、国葬儀については閣議決定を根拠として実施することができる、閣議決定を根拠として国葬儀を実施することができることについては「内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです」と述べたこと等
甲 3	「故安倍晋三の葬儀の執行について〔令和4年7月22日閣議決定〕」  (甲1と同一文書別紙5)	写し	2022(令和4)年7月22日	内閣府	2022年7月22日、閣議決定により、安倍元首相の国葬を行うこと、葬儀については同年9月27日に日本武道館において行うこと、葬儀のため必要な経費は国費で支弁することなどが決められたこと等
甲 4	行政文書開示請求書オンライン申請受け付け	写し	2022(令和4)年7月26日	内閣法制局	原告が、2022年7月26日付けで、内閣法制局長官に対し、「1. 安倍晋三・元首相の国葬について、内閣法制局内で協議した文書一切」及び「2. 安倍晋三・元首相の国葬について、内

甲号証	標目(原本・写の別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
				閣法制局外とやりとりした文書一切」の開示を請求したこと等
甲 5	「応接録」	写し	2022(令和4)年7月14日ころ 内閣法制局	内閣法制局が甲4の開示請求に対し開示した文書 内閣法制局の乗越徹哉参事官らが、2022年7月12日～14日の3日間、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、内閣官房内閣総務官室、内閣府大臣官房総務課から相談を受けたこと等
甲 6	開示請求に係る事案の移送について(通知)	写し	2022(令和4)年8月18日 内閣法制局長官	左記日付に、内閣法制局長官が、甲4の開示請求に対し、応接録(甲5)1枚を開示した上で、開示対象文書「令和4年度応接録のうち、『02国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて』(冒頭1枚目の行政文書を除く。)」については、「請求に係る行政文書が内閣官房及び内閣府から提出されたものであるため」という移送の理由を記載し、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長に対して事案を移送したこと等
甲 7	行政文書開示決定通知書	原本	2022(令和4)年9月26日 内閣官房内閣総務官 松田浩樹	内閣官房内閣総務官が、甲4の開示請求に対し、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」という行政文書を開示することを決定し、原告に対してその旨を通知したこと等

甲号証	標目(原本・写の別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 8	行政文書開示決定通知書	原本	2022(令和4)年9月26日	内閣府大臣官房長原 宏彰	内閣府大臣官房長が、甲4の開示請求に対し、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」という行政文書を開示することを決定し、原告に対してその旨を通知したこと等
甲 9	「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」	写し	2022(令和4)年7月14日	内閣官房及び内閣府	甲4の開示請求に対し内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が開示した文書の内容等
甲 10	行政文書開示請求書	写し	2022(令和4)年9月26日	原告	原告が、内閣官房内閣総務官に対し、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」の開示を請求したこと等
甲 11	行政文書開示請求書	写し	2022(令和4)年9月26日	原告	原告が、内閣府大臣官房長に対し、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」の開示を請求したこと等
甲 12	甲10の補正書	写し	2022(令和4)年10月19日	内閣官房内閣総務官室情報公開担当	本件開示請求について、既に原告に開示した文書(甲9)を対象外とする補正を内閣官房の担当部署が行ったこと等

甲号証	標目(原本・写の別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲13	「行政文書開示請求書の補正について」	写し	2022(令和4)年10月23日	内閣府大臣官房総務課情報公開窓口担当	甲12と同趣旨の補正を内容とする補正書を原告が提出するよう、内閣府の担当部署が原告に求めたこと等
甲14	行政文書不開示決定通知書	原本	2022(令和4)年10月28日	内閣官房内閣総務官 松田浩樹	内閣官房内閣総務官が、本件開示請求について、「本件対象文書については、作成又は取得しておらず、若しくは廃棄しており、保有していないため(不存在)」という理由を付して、開示しない決定をしたこと等
甲15	行政文書不開示決定通知書	原本	2022(令和4)年10月28日	内閣府大臣官房長 原 宏彰	内閣府大臣官房長が、本件開示請求について、「開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していないため、不開示とする。」という理由を付して、開示しない決定をしたこと等
甲16	行政不服審査法に基づく審査請求書  (内閣官房内閣総務官による本件不開示決定①(甲14)に関するもの)	写し	2023(令和5)年1月27日	原告	原告が、本件不開示決定を受けて、内閣総理大臣に対する審査請求を行ったこと等
甲17	行政不服審査法に基づく審査請求書  (内閣府大臣官房長による本件不開示決定(甲15)に関するもの)	写し	2023(令和5)年1月27日	原告	同上

甲号証	標目(原本・写の別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲18	「情報公開・個人情報保護審査会への試問について(通知)」	原本	2023(令和5)年5月9日	内閣総理大臣	内閣官房内閣総務官による不開示決定(甲14)について、内閣総理大臣が、2023年5月9日付けで情報公開・個人情報保護審査会に諮問したこと等
甲19	情報公開・個人情報保護審査会への試問について	原本	2023(令和5)年5月10日	内閣総理大臣	内閣府大臣官房長による不開示決定について、内閣総理大臣が、2023年5月10日付けで情報公開・個人情報保護審査会に諮問したこと等
甲20	答申書(令和5年(行情)第368号)	写し	2024(令和6)年5月31日	情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会が、甲18の諮問について、内閣官房内閣総務官に対し、本件不開示決定はいずれも妥当である旨の答申を行ったこと等
甲21	答申書(令和5年(行情)第370号)	写し	2024(令和6)年5月31日	情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会が、甲19の諮問について、内閣府大臣官房長に対し、本件不開示決定はいずれも妥当である旨の答申を行ったこと等
甲22	裁決書(1枚目は送付書)	原本	2024(令和6)年6月25日	内閣総理大臣	内閣官房内閣総務官の不開示決定に対する原告の審査請求について、内閣総理大臣が、左記日付で、これを棄却する旨の裁決を行い、同裁決書がこのころ原告に送達されたこと等
甲23	裁決書(1枚目は送付書)	原本	2024(令和6)年6月27日	内閣総理大臣	内閣府大臣官房長の不開示決定に対する原告の審査請求について、内閣総理大臣が、左記日付で、これを棄却する旨の裁決を行い、同裁決書がこのころ原告に送達されたこと等
甲24	第209回国会衆議院議院運営委員会議	写し	2022(令和4)年9月8日	衆議院事務局	国会において、国葬儀についての内閣法制局との協議が、岸田首相の政策判断

甲号証	標目(原本・写の別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
	録 第3号				に影響を与えたことを岸田首相自身が述べていること(8頁4段目)等
甲25	第58回国会衆議院決算委員会議録 第15号	写し	1968(昭和43)年5月9日	衆議院事務局	吉田茂元首相の国葬儀について、予備費からの経費の支出が適切であったかが国会において議論され、その過程において、当時の水田三喜男大蔵大臣が、「私はやはり何らかの基準というものをつくっておく必要があると考えています」と発言していること(2頁3段目)等
甲26	新聞記事 (日本経済新聞昭和50年6月3日夕刊)	写し	1975(昭和50)年6月3日	日本経済新聞社	1975年の佐藤榮作元首相死亡の際には、政府・自民党首脳による会議が開かれ、佐藤元首相の葬儀を「国民葬」とすることに決定したこと この会議は1時間40分と長時間に及ぶものであり、当時の吉國一郎法制局長官が、国葬に関する法令がなくなったこと、「国葬の場合には立法・行政・司法の三権におよび、国会や裁判所も出席の対象に含まれる」との見解を示したこと等
甲27	「Tansa 活動案内 2023-2024」	写し	2023(令和5)年6月23日	原告	原告は、市民の知る権利の実現を目指して活動する報道機関であり、情報公開請求などを通じて得た情報を元に報道をしていること等
甲28	Tansa パンフレット	写し	2023(令和5)年11月13日	原告	
甲29	メールマガジン (件名:2023年にいただいたサポートのご報告 今年もあ	写し	2023(令和5)年12月31日	原告	

甲号証	標目(原本・写の別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
	りがとうござ いました)				
甲30	メールマガジ ン (件名:土曜メ ルマガ vol.144 「めんどくさ い奴」たち)	写 し	2024(令和 6)年6月8 日	原告	